

農業用施設等災害管理対策事業	事業主体	県	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等	② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

事業の内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - (1)雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - (2)農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事

農地が本来有する多面的機能としての洪水調節の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備

暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備
 - (1)親水・景観保護のための施設
 - (2)生態系保全のための施設
 - (3)適切な利用と保全を図るための施設
 - (4)ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備
 - (5)しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - (6)(4)又は(5)と併せて行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - (7)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業

農政局長が必要と認める事業

事業要件

上記1～3

防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

4 簡易な施設整備

- (1)暫定的な整備の合理性、関係者への説明責任・同意、暫定整備の整備水準の明示、減災活動・体制の整備の実効性、整備計画の明示
- (2)防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備

- (1)防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの
- (2)関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上であるもの。ただし、関連する土地改良施設がため池の場合にあつては、受益面積2ha以上

事業主体

県又は市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農業用施設等災害管理対策事業	50 <55>	未定	未定	未定	< >は 中山間地域